

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3773410号  
(P3773410)

(45) 発行日 平成18年5月10日(2006.5.10)

(24) 登録日 平成18年2月24日(2006.2.24)

(51) Int. Cl. F I  
**G06F 17/30 (2006.01)**  
 G06F 17/30 350C  
 G06F 17/30 170Z

請求項の数 7 (全 13 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2000-339713 (P2000-339713)                  (22) 出願日 平成12年10月2日(2000.10.2)                  (65) 公開番号 特開2001-222557 (P2001-222557A)                  (43) 公開日 平成13年8月17日(2001.8.17)                      審査請求日 平成14年12月20日(2002.12.20)                  (31) 優先権主張番号 特願平11-376047                  (32) 優先日 平成11年11月29日(1999.11.29)                  (33) 優先権主張国 日本国(JP)</p>	<p>(73) 特許権者 599107924                      小山 方宜                      大阪府寝屋川市初町1番1号                  (74) 代理人 100085316                      弁理士 福島 三雄                  (74) 代理人 100100376                      弁理士 野中 誠一                  (74) 代理人 100110685                      弁理士 小山 方宜                  (72) 発明者 小山 方宜                      大阪府寝屋川市八幡台9-3                        審査官 辻本 泰隆</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 商標類否判断システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

対比する二つの商標の称呼が互いに類似するか否かを判断する処理を含むシステムであつて、

類否判断対象の両称呼に基づき、少なくとも一方の称呼の音数と、両称呼間の音数の差とを求める音数演算手段と、

類否判断対象の両称呼に基づき、両称呼間で互いに相違する相違音等のペアと、そのペアの数である相違数とを求める相違音抽出手段と、

前記音数演算手段にて求められた音数差と、前記相違音抽出手段にて求められた相違数とに基づいて、同数音且つ1音相違の場合には、第1類否判断処理と第2類否判断処理とが実行可能とされて、いずれかで類似とされた場合には類似と類否判断し、1音差且つ1音相違の場合には、第3類否判断処理と第4類否判断処理とが実行可能とされて、いずれかで類似とされた場合には類似と類否判断し、2音相違の場合には、各相違個所について第1類否判断処理と第3類否判断処理とが実行可能とされて、各相違個所双方についてそれぞれいずれかで類似とされた場合には類似と類否判断し、或いは隣接する2音の入れ替えの場合には類似と類否判断する処理を実行可能とされ、3音以上相違する場合には、非類似と類否判断することで、両称呼間の類否を求める類否判断処理手段とを備え、

前記第1類否判断処理は、相違音同士が母音を共通とするか、子音を共通とするか、清音と濁音と半濁音の差か、弱音同士か、長音と促音の差か、長音と弱音の差かにより、このいずれかに該当するときは類似と類否判断する処理であり、前記第2類否判断処理は、比

較的長い称呼か、相違音同士が拗音と直音の差か、母音が近似するか、子音が近似するかにより、このいずれかに該当するときは類似と類否判断する処理であり、前記第3類否判断処理は、相違部が弱音の有無の差か、長音の有無の差か、促音の有無の差かにより、このいずれかに該当するときは類似と類否判断する処理であり、前記第4類否判断処理は、比較的長い称呼かにより、これに該当するときは類似と類否判断する処理である

ことを特徴とする商標類否判断システム。

【請求項2】

同数音且つ1音相違の場合、第2類否判断処理は、第1類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似とされなかったときにのみ実行され、

10

1音差且つ1音相違の場合、第4類否判断処理は、第3類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似とされなかったときにのみ実行され、

2音相違の場合、第3類否判断処理は、その相違個所についての第1類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似とされなかった場合にのみ実行され、また隣接する2音の入れ替えか否かによる類否判断処理は、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似とされなかった場合にのみ実行される

ことを特徴とする請求項1に記載の商標類否判断システム。

【請求項3】

50音等の見出音と、その見出音に対して前記各類否判断処理中の各類似基準に合致する対応音とが、類似基準ごとに対応させられている類似基準テーブルを記憶する記憶手段を更に備え、

20

前記類否判断処理手段は、一方の相違音を元に前記類似基準テーブルを検索して、各類似基準の対応音中での他方の相違音の有無を求め、対応音中に他方の相違音があった場合には類似と類否判断すると共に、その類似基準を出力可能とされた

ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の商標類否判断システム。

【請求項4】

前記各類否判断処理中の各類似基準全てに対し、その類似基準に合致するか否かが出力可能とされた

ことを特徴とする請求項3に記載の商標類否判断システム。

【請求項5】

30

同数音且つ1音相違の場合には、第1類否判断処理ないし第2類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その後の類否判断処理を行うことなく類否判断処理が終了され、

1音差且つ1音相違の場合には、第3類否判断処理ないし第4類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その後の類否判断処理を行うことなく類否判断処理が終了され、

2音相違の場合には、

第1の相違個所について、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その相違個所についてはその第1類否判断処理ないし第3類否判断処理がその後行われないと共に、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似と類否判断されなかった場合には、第2の相違個所についての第1類否判断処理と第3類否判断処理が行われず、

40

第2の相違個所について、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その後の類否判断処理を行うことなく類否判断処理が終了される

ことを特徴とする請求項1に記載の商標類否判断システム。

【請求項6】

一方の称呼は、特許庁への商標登録の可能性等を判断しようとする調査対象の商標の称呼であり、

他方の称呼は、特許庁へ登録及び出願中の商標の称呼等が蓄積された商標データベースか

50

ら、前記一方の称呼を元に検索された一定の基準に合致した称呼とされていることを特徴とする請求項1から請求項5までのいずれかに記載の商標類否判断システム。

【請求項7】

母音の近似は、イ - エ - ア - オ - ウの並びにおいて、互いに隣接した音として求められるか、或いは特許庁の過去の商標審決例等に基づいて、母音が異なり子音が共通の類否判断結果を用いて求められた母音間の類否により求められ、

子音の近似は、特許庁の過去の商標審決例等に基づいて、子音が異なり母音が共通の類否判断結果を用いて求められた子音間の類否により求められる

ことを特徴とする請求項1から請求項6までのいずれかに記載の商標類否判断システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、商標ないしネーミングの類否判断、特にその称呼における類否判断を行うための商標類否判断システムに関するものである。

【0002】

【従来の技術】

商標登録出願しようとする商標の登録可能性の判断等のため、各種データベースを使用して、商標の称呼（読み方）を検索キーとし、権利存続中及び出願中の商標の中から、一定の基準に合致したものを検索して抽出することが行われている。これにより、検索結果のリストを参照して、同一ないし類似の称呼が他人によって既に出願ないし登録されていないかを確認することができる。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、検索キーとした称呼が、検索リスト中の他の称呼と類似するか否かの判断は人が行う必要があり、これが難しかった。よって、特に検索リストの取得後において、リスト中の称呼との類否判断を行うシステムがあれば好適である。

【0004】

ところで、特許庁では従前より商標審査基準を公表し、その中で一定の類似基準を開示しているので、この基準を前記検索やその後の類否判断に利用できれば好適である。しかもその際、対比する両称呼が如何なる理由で類似ないし非類似なのかを求めて表示することができれば、比較的客観的に且つ説得力のある類否判断が可能となる。

【0005】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、その主たる目的は、対比する二つの称呼同士の類否を特許庁商標審査基準に基づいて求めることができ、また好ましくは、どのような理由で両称呼が類似ないし非類似なのかを細かに知ることができる商標類否判断システムを提供することにある。

【0006】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明のシステムは、ここに引用・導入される上記各請求項に記載のとおり構成されている。

【0007】

【発明の実施の形態】

上述したように、特許庁が公表している称呼類否の判断基準としては、商標審査基準がある。よって、この審査基準による類否判断結果を確認することは、極めて有意義なことである。そこで、本発明では、この審査基準の類否判断処理をできるだけ簡易なアルゴリズムで提供し、商標データベースからの類似称呼の検索や、各種データベースからの検索後における個別の類否判断に広く利用して頂くことを目的とする。

【0008】

商標審査基準では、仮名文字1字が1音節・音数をなし、拗音（「キャ」、「シュ」、「ビョ」等）は2文字で1音節・音数をなし、長音（長音符「ー」）、促音、撥音（「ン」

10

20

30

40

50

）もそれぞれ1音節・音数をなすとされているので、以下ではこれを前提に説明する。

【0009】

審査基準の内容において特に問題となるのが、子音の近似である。子音の近似は、基準4条1項11号の6.(I)の〔注1〕(イ)に示されるように、一般的には子音表において、同一又は近似する調音位置、方法にある場合をいうとされている。母音の近似については基準6.(I)の〔注1〕(ロ)に具体的に記載されているのに対し、子音の近似についてはやや抽象的といえるから、本実施例では、まず子音の近似について次のとおり具体化してみた。

【0010】

すなわち、まず、子音の類否関係を過去の多数の商標審決例等の結果から明らかにしてみた。具体的には、特許庁発行の「続商標類否叢集」の1音相違の欄から、母音が共通し子音が異なる相違音同士についての審決例等を抽出して、子音間の関係を導出した。ここでは、日本語の子音を例えば、カキクケコ用の子音(k)と、ガギグゲゴ用の子音(g)、サスソ用の子音(s)、シ用の子音( )、ゼゼゾ用の子音(z)、ジチ用の子音(ろ)、ズヅ用の子音(z, dz)、タテト用の子音(t)、チ用の子音( )、ツ用の子音(ts)、ダデド用の子音(d)、ナニヌネノ用の子音(n)、ハヒヘホ用の子音(h)、フ用の子音(f)、パピプペポ用の子音(b)、パピプペポ用の子音(p)、マミムメモ用の子音(m)、ヤユヨ用の子音(j)、ラリルレロ用の子音(r)、ワ用の子音(w)に分けてみた。なお、その他の分け方でもよい。

【0011】

そして、相違音が「ガ」と「ワ」や、「ク」と「フ」や、「ダ」と「ナ」や、「ム」と「ヌ」等の母音を共通とし子音が異なる審決結果の数を、各子音間それぞれで求めた。図1は、その結果を示す表である。例えば、相違音が「ガ」と「ワ」の場合には、子音「g」と子音「w」との対比であるから、「g」の行と「w」の列との交差部の欄に、その類否判断結果を記入した。各欄において、左上側の数値は、その子音間を類似と判断した審決の数であり、右上側の括弧内の数値は非類似と判断した審決数である。また、中央の数値は、総審決数(類似審決数+非類似審決数)である。さらに、下側の数値は、類似審決数を総審決数で割った類似度ともいうべきものである。つまり、この下列の数値が0に近い程、非類似の傾向があり、1に近い程、類似の傾向があることを示している。また、この下側の数値が0の場合は、その子音間は非類似と判断した審決しかなく、1の場合には類似と判断した審決例しかないことを示している。なお、表中の空欄は、その子音間を類否判断した例がないことを示している。

【0012】

なお、この表では、撥音「ン」と各子音との類否も求めているが、これは参考のためである。また、都合上、「ツ」には促音「ッ」が含まれているが、除いた形で計算することができるのは当然である。さらに、カキクケコ用の子音(k)とガギグゲゴ用の子音(g)との対比などは、結局のところ、清音と濁音との差(濁点の有無)による類否を求めていることになるのは言うまでもない。また、カキクケコ用の子音(k)とフ用の子音(f)との対比の欄などは、母音を共通とするのは「ク」と「フ」の組み合わせだけだから、この二者の対比を求めていることになるのは言うまでもない。

【0013】

以上の類似度に基づいて子音の近似を求めてもよいが、本実施例では少し修正を加えている。これは、上記のようにして類似度を出しても、審決例数が少ないと、次に出る審決の結果によって、類似度が大きく変動する個所があるからである。すなわち、現在のところ、どちらかというとも類似審決数が多くて類似であっても、次に出る審決が非類似と判断されると、類似度が大きく変動して類否関係に影響を与えることもあり得る。これを防止するために、類否関係に影響を与える方向の審決が次に出たと仮定して、予め類似度を修正している。つまり、類似ないし非類似の内、いずれか少ない数の方の審決が次に出されたとして、類似度を計算し直した。具体的には、現在のところ類似審決数が多いものには非類似審決が新たに出たとして、或いは非類似審決数が多いものには類似審決が新たに出た

として、類似度を計算し直した。その結果を図2の表に示す。

【0014】

この図2の表の構成は、前記図1と同様であり、図1の類似ないし非類似の審決数のいずれか一方が増えたとして計算し直している。例えば、図1において、子音「k」と子音「s」との過去の審決例は、類似審決数が9、非類似審決数が13で、類似度が0.41であり、どちらかという両子音は非類似であるが、この結果を覆す方向の審決、つまり類似審決が次に出たとして、類似審決数に1を足し、類似度を計算し直している。このような処理により、図1に示す類似度で類否判断する場合に、次に出る審決が都合の悪いものであっても、その影響を回避することができる。なお、図1の表において、類似審決数と非類似審決数とが等しい場合には、次に類似審決が出た場合と非類似審決が出た場合との両方の場合について計算している。 10

【0015】

さらに、類似と非類似とを類似度0.5で区切らずに、0.4～0.6の区間を中立状態（グレーゾーン）にした。つまり、この間に類似度がきたものは類似でも非類似でもないことにし、0.4未満を非類似、0.6以上を類似とした。なお、このボーダーラインの数値は適宜変更可能なことは言うまでもない。

【0016】

このようにして、過去の商標審決例の類似度を修正して、グレーゾーンの部分を除き、子音間の類否関係を出したのが、図3に示す表である。表中「」が付いた欄でクロスする子音同士は類似であり、「」が付いた欄でクロスする子音同士は非類似ということになる。例えば、カキケコ用の子音（k）とフ用の子音（f）とは、kの行とfの列とが交差する欄を見ると、類似度が0.62で「」が付されているから、両子音同士は類似することが分かる。 20

【0017】

次に、以上のとおり作成した図3の子音間を類否表を用いて、審査基準に準拠した商標の称呼における類否判断システムについて述べる。ここでは、例えば、これから出願しようとする商標の称呼と、その称呼に基づいて商標データベースから検索されたリスト中の商標の称呼とを入力して、その類否判断結果を知ることができるシステムについて説明する。

【0018】

対比する2つの称呼同士を類否判断する場合の処理の流れを、図4のフローチャートに示した。なお、このフローチャート中の第1類否判断処理から第4類否判断処理までの各処理については、図5から図8の各フローチャートに示した。 30

【0019】

コンピュータには、入力される両称呼の一時的保存や、類否判断処理中のデータの一時的保存のために、メモリ上に各称呼の記憶ファイルや、音数記憶ファイル、音数差記憶ファイル、相違音記憶ファイル、相違数記憶ファイルなどが設けられている。入力された両称呼は、上記メモリに記憶され、これらを用いてプログラムにより制御されたコンピュータが類否判断処理を実行し、結果を出力することになる。

【0020】

図4に示すように、まず類否判断しようとする2つの称呼が、キーボード等の入力装置から入力される。この入力、例えばカタカナ文字にて行われる。入力された各称呼は中央処理装置を介して、それぞれの称呼記憶ファイルに一時的に記憶される。 40

【0021】

中央処理装置は、各称呼記憶ファイルから入力称呼を各々取得し、各称呼を構成音（一音ごと）に分解して、音数演算手段にて少なくとも一方の称呼の音数と、両称呼間の音数の差とを求めて、音数記憶ファイル（音数記憶手段）と音数差記憶ファイル（音数差記憶手段）との各記憶ファイルに一時的に記憶する。

【0022】

さらに、相違音抽出手段にて、入力された両称呼に基づき、両称呼間で互いに相違する相 50

違音等のペアと、そのペアの数である相違数とを求めて、相違音記憶ファイル（相違音記憶手段）と相違数記憶ファイル（相違数記憶手段）との各記憶ファイルに一時的に記憶する。相違音のペアは、50音等同士の場合には、それぞれの音が採用されるが、特定音（長音符等も含む）の有無に相違がある場合には、その特定音と、それが無いことを示す旨とが採用されることになる。

【0023】

そして、音数演算手段にて求められた音数差と、相違音抽出手段にて求められた相違数とに基づいて、類否判断処理手段にて、同数音且つ1音相違の場合、1音差且つ1音相違の場合、2音相違の場合、又は3音以上相違する場合とに場合分けされて、両称呼間の類否判断処理が行われ、出力装置に類否判断結果が出力される。なお、音数差は、音数差記憶ファイルから取得され、相違数は、相違数記憶ファイルから取得されて処理される。

10

【0024】

両称呼が同数音からなり、且つその構成音の内の1音が互いに相違する場合には、後述の第1類否判断処理ないし第2類否判断処理が実行可能とされている。この場合、これら類否判断処理中の各類似基準の内、いずれかにおいて類似とされれば、両称呼は類似と判断される。

【0025】

また、両称呼が、特定の1音の有無に相違があり、音数差が1音の場合には、後述の第3類否判断処理ないし第4類否判断処理が実行可能とされている。この場合、これら類否判断処理中の各類似基準の内、いずれかにおいて類似とされれば、両称呼は類似と判断される。

20

【0026】

さらに、両称呼が2音相違する場合には、各相違個所について第1類否判断処理ないし第3類否判断処理がそれぞれ実行可能とされている。この場合、各相違個所の双方について、類否判断処理中の各類似基準の内のいずれかにおいてそれぞれ類似とされれば、両称呼は類似と判断される。或いは、隣接する2音が入れ替わっているか否かを判断し、これに該当する場合には両称呼は類似と判断される。

【0027】

また、3音以上相違する場合には、両称呼は互いに非類似と類否判断される。なお、第1～第4類否判断処理は、相違音記憶ファイルから取得した相違音のペアと、音数記憶ファイルから取得した音数等を利用して行われる。

30

【0028】

前記第1類否判断処理は、図5に示すように、相違音同士が母音を共通とするか、子音を共通とするか（50音図で同行音か）、清音（カ、サ、タ、八行音）と濁音（ガ、ザ、ダ、バ行音）と半濁音（パ行音）の差か、弱音（イ、ウ、ム、ン、フ、ス等）同士か、長音と促音の差か、長音と弱音の差かにより、このいずれかに該当するときは類似と類否判断する処理である。なお、清音と濁音と半濁音の差というのは、「ボ」と「ポ」や、「ガ」と「カ」や、「バ」と「ハ」等の場合をいう。そして、これら処理は、特に中間音以下について行われる。

【0029】

前記第2類否判断処理は、図6に示すように、比較的長い称呼か（概ね6～8音以上）、相違音同士が拗音と直音（拗音と促音以外の音）の差か、母音が近似するか、子音が近似するかにより、このいずれかに該当するときは類似と類否判断する処理である。ここで、母音の近似は例えば、イ-エ-ア-オ-ウの並びで、互いに隣接する音とする。また、子音の近似は、図3の子音間の類否表に基づいて判断される。なお、母音の近似についても、子音と同様に、過去の審決例等に基づいて求めてもよい。すなわち、特許庁の過去の商標審決例等に基づいて、母音が異なり子音が共通の類否判断結果を用いて求められた母音間の類否に基づいて判断してもよい。

40

【0030】

ところで、第1類否判断処理や第2類否判断処理は、具体的には、例えば50音等の各見

50

出音に対して、各類似基準に適合する音が対応させられて、メモリに記憶されている類似対応テーブルを用いて行われる。

【0031】

類似対応テーブルには、第1類否判断処理用として、例えば、「カ」に対しては、その母音を共通とする音としての「ア」、「サ」、「タ」、「ナ」、「ハ」、「マ」、「ヤ」、「ラ」、「ワ」と、子音を共通とする音としての「キ」、「ク」、「ケ」、「コ」と、清音・濁音・半濁音を変更した音としての「ガ」が関連付けられている。また、例えば弱音「ム」に対しては、母音を共通とする音としての「ウ」、「ク」、「ス」、「ツ」、「ヌ」、「フ」、「ユ」、「ル」と、子音を共通とする音としての「マ」、「ミ」、「メ」、「モ」、他の弱音としての「イ」、「ウ」、「ン」、「フ」、「ス」等（なお「ウ」、「フ」、「ス」等の既出重複するものは場合により省略可）、更に長音と弱音の差が否かに対応するための長音「ー」が関連付けられている。さらに、長音に対しては促音や弱音が、促音に対しては長音が関連付けられて記憶されている。

10

【0032】

よって、相違音同士を比較して第1類否判断処理する場合には、一方の音を元にして、類似対応テーブルの第1類否判断処理用の部分から対応音を検索し、その検索された対応音に他方の音が存在するか否かをみればよい。他方の音が存在すれば、両称呼は類似することとなる。

【0033】

一方、第2類否判断処理も、これと同様の手法を用いて処理することができる。すなわち、類似対応テーブルには、第2類否判断処理用として、例えば50音の各音については、拗音や、母音が近似する音、子音が近似する音が関連付けられており、対比している一方の音をもとにして、このテーブルを検索して、他方の音が対応関係にあるか否かをみればよい。対応関係にあれば、類似ということになる。なお、第2類否判断処理中の比較的長い称呼で1音だけ異なるか否かについては、称呼の音数から容易に求められる。

20

【0034】

前記第3類否判断処理は、図7に示すように、相違部が弱音の有無の差か、長音の有無の差か、促音の有無の差かにより、このいずれかに該当するときは類似と類否判断する処理である。つまり、他方の称呼に比較して一方の称呼に余分な音が、弱音か、長音か、促音かを判断すればよい。

30

【0035】

前記第4類否判断処理は、図8に示すように、比較的長い称呼かにより、これに該当するときは類似と類否判断する処理である。これは、称呼の音数から容易に求められる。

【0036】

なお、上記においては、外来語用文字（小文字）の「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」、「オ」については述べなかったが、これは大文字の「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」、「オ」に変換したり、他の音に変換して処理することができる。例えば、「ウォ」は「ウオ」としたり、「ヴァ」を「バ」とする等して処理することができる。或いは、外来語用文字を拗音として取り扱うようにしてもよい。

【0037】

本発明の商標類否判断システムは、上記実施例の構成に限らず適宜変更可能である。例えば、同数音且つ1音相違の場合、第2類否判断処理は、第1類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似とされなかったときにのみ実行するようにしてもよい。これは、第1類否判断処理中に類似と類否判断された場合に切り替えられる類否識別用フラグを、第2類否判断処理実行前に確認することで実現される。

40

【0038】

また、これと同様に、1音差且つ1音相違の場合、第4類否判断処理は、第3類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似とされなかったときにのみ実行するようにしてもよい。

【0039】

50

さらに、2音相違の場合、各相違個所についての第3類否判断処理は、その相違個所についての第1類否判断処理中の全ての類似基準によっても類似とされなかった場合にのみ実行されるようにすることができる。また、隣接する2音の入れ替えか否かによる類否判断処理は、いずれかの相違個所について、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理の全ての類似基準によっても類似とされなかった場合にのみ実行されるようにすることができる。

#### 【0040】

なお、2音相違の場合、各相違個所について50音等同士の相違か、或いは50音等の有無の差にあるのかを事前に判断して、前者の場合には第1類否判断処理を行い、後者の場合には第3類否判断処理を行うようにすることもできる。

10

#### 【0041】

また、類否判断結果を出力する際に、如何なる理由で類似ないし非類似なのかを出力可能にするのが好ましい。この場合、50音、撥音、促音、長音、濁音、半濁音、拗音のそれぞれを見出音とし、その各見出音に対して前記各類否判断処理中の各類似基準に合致する対応音とが、類似基準ごとに対応させられている類似基準テーブル（前記類似対応テーブルに相当）をメモリに作成して使用する。

#### 【0042】

そして、類否判断する場合には、一方の相違音を元にこの類似基準テーブルを検索して、各類似基準の対応音中での他方の相違音の有無を求め、対応音中に他方の相違音があった場合には類似と類否判断すればよい。そして、類似と判断された場合には、その旨と共に、その根拠となる類似基準を出力すればよい。なお、この場合、前記各類否判断処理中の各類似基準全てに対し、その類似基準に合致するか否かを判断すれば一層好ましい。

20

#### 【0043】

類否判断結果とその理由の出力画面の一例を図9に示した。この例では、類否判断結果としての類似ないし非類似の別と、両称呼の音数差と相違数が出力され、2音以下の相違の場合にはその相違音のペアと、それぞれの相違部について、該当の類似基準にチェックが付されて出力されることになる。なお、各類似基準に関係する過去の審決例の内、その類否判断した条件と同一ないし近似した条件の審判番号等や好ましくはその要約等を表示可能としてもよい。

#### 【0044】

さらに、商標類否判断システムは、類否判断処理を行うサーバに、通信回線を介して端末から接続し、類否判断したい称呼を入力して、その結果を端末側で得るようにすることができる。例えば、図10に示すように、WWWブラウザを備えるパソコン3から、インターネット2経由でWEBサーバ1に接続し、そのウェブページ上にて称呼を入力することで、その類否判断結果を得られるようにすることができる。この場合、サーバに、称呼の受信手段と、その称呼を用いた類否判断処理手段と、その結果の出力手段が備えられることになる。なお、類否判断結果の出力画面には、図9のものを利用することができる。

30

#### 【0045】

ところで、両称呼が類似か否かを単に判断したい場合には、類似と判断された時点でそれ以後の処理を省略するようになれば、類否判断処理の一層の高速化を図ることができる。すなわち、同数音且つ1音相違の場合には、第1類否判断処理ないし第2類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その後の類否判断処理を行うことなく類否判断処理を終了可能である。

40

#### 【0046】

また、1音差且つ1音相違の場合には、第3類否判断処理ないし第4類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その後の類否判断処理を行うことなく類否判断処理を終了可能である。

#### 【0047】

さらに、2音相違の場合には、まず第1の相違個所について、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その

50



相違個所についてはその第1類否判断処理ないし第3類否判断処理のその後の処理を行わないようにすることができる。

【0048】

また、2音相違の場合、第1の相違個所について、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理の全ての類似基準によっても類似と類否判断されなかった場合には、第2の相違個所についての第1類否判断処理と第3類否判断処理の実行を省略することができる。つまり、第2の相違個所についての第1類否判断処理と第3類否判断処理は、第1の相違個所についての第1類否判断処理と第3類否判断処理中のいずれかの類似基準によって類似と判断された場合にのみ実行するようにすることができる。しかも、第2の相違個所について、第1類否判断処理ないし第3類否判断処理中におけるいずれかの類似基準により類似と類否判断された時点で、その後の類否判断処理を行うことなく類否判断処理を終了してもよい。

【0049】

上記実施例では、2つの称呼を入力して、その類否を判断する場合について説明したが、これから出願しようとする調査対象の称呼を入力して、その称呼に関連した称呼を商標データベースから検索して絞り込む際に利用することもできる。なお、商標データベースには、権利存続中及び出願中の商標の称呼が少なくとも蓄積されている。この場合においても、入出力装置となる端末と、商標データベース側のサーバとを通信回線で結び、関連称呼の検索と類否判断処理とをサーバにて行うようにすることができる。

【0050】

最後に、本発明の類否判断システム実現のための入出力処理や類否判断処理を含んだ処理をCD-ROM等の媒体（コンピュータに実行させるためのプログラムを記録したコンピュータ読取可能な記録媒体）で頒布可能である。或いは、前記処理を実行するコンピュータプログラムは、通信回線を介して各種端末に伝送して供給する（コンピュータに実行させるためのコンピュータ読取可能なプログラムを伝送する情報伝送媒体）ことも可能である。

【0051】

以上の審査基準準拠型の類否判断システムによれば、第1～第4類否判断処理に分けて処理することで、処理の共通化が図られ、アルゴリズムが簡明で、処理の迅速化が図られる。

【0052】

【発明の効果】

以上詳述したように、本発明の商標類否判断システムによれば、対比する二つの称呼同士の類否を特許庁商標審査基準に基づいて求めることができる。また、その際、どのような理由で両称呼が類似ないし非類似なのかを知るようにすることもできる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の商標類否判断システムのために、過去の商標審決例等に基づいて、子音間の類否判断結果を示す図である。

【図2】類否判断結果に影響を与える方向の逆の審決がなされたと仮定して、図1の子音間の類否表を修正した図である。

【図3】図2に基づいて、子音間の類否関係を明らかにした図である。

【図4】本発明の商標類否判断システムに適用される類否判断方法の一例を示すフローチャートである。

【図5】図4中の第1類否判断処理を示すフローチャートである。

【図6】図4中の第2類否判断処理を示すフローチャートである。

【図7】図4中の第3類否判断処理を示すフローチャートである。

【図8】図4中の第4類否判断処理を示すフローチャートである。

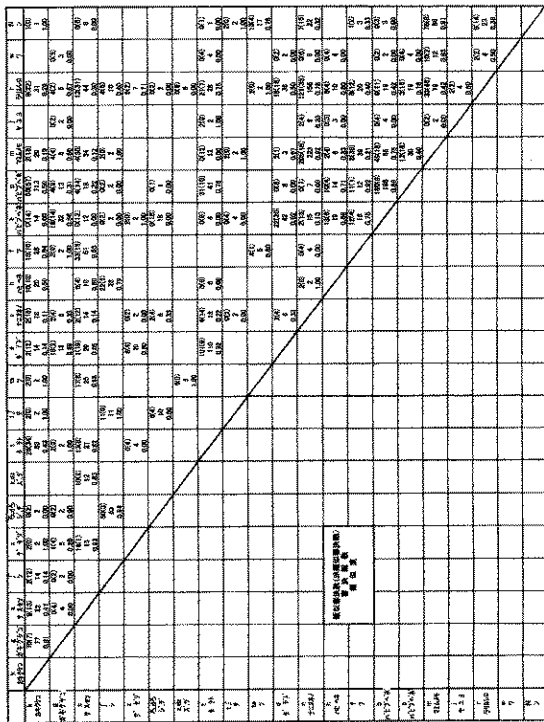
【図9】図4の類否判断方法が適用された類否判断システムにおける類否判断結果画面の一例を示す図である。

【図10】図4の類否判断方法が適用された類否判断システムの構成例を示す図である。

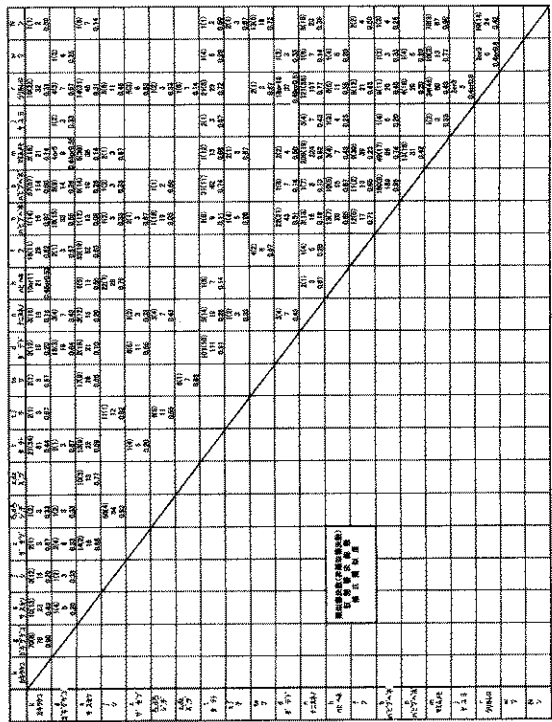
【符号の説明】

- 1 サーバ
- 2 ネットワーク
- 3 端末（パソコン）

【図 1】

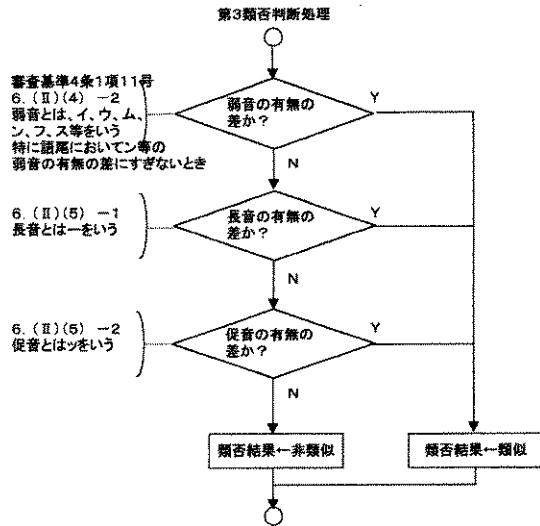


【図 2】

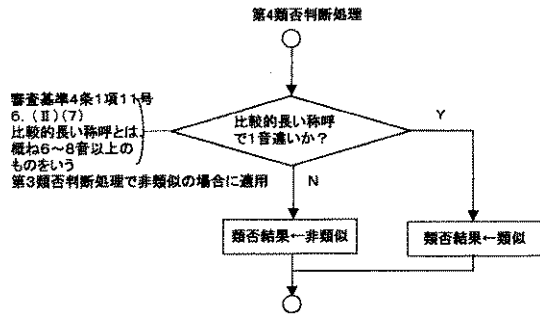




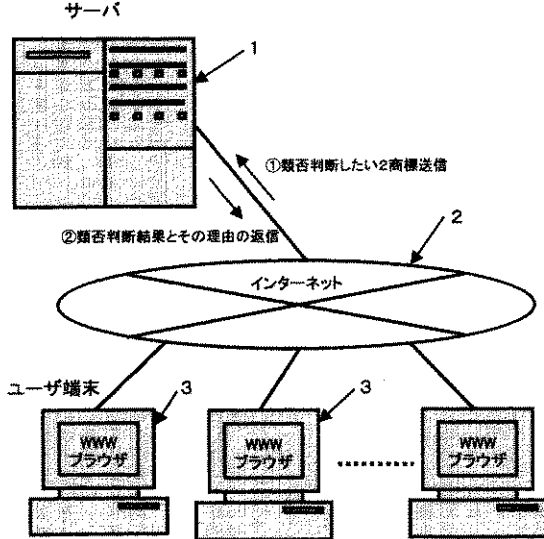
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 1 0 】



【 図 9 】

類否判断結果  
～特許庁商標審査基準に基づいた稱呼Xと稱呼Yの類否判断結果～

稱呼X

稱呼Y

下記レチェックのついた事項により両稱呼を  類似と判断しました。  
 非類似

なお、両稱呼は、音数差が  で、  音相違です。

	第1相違部	第2相違部
	<input type="text"/> と <input type="text"/>	<input type="text"/> と <input type="text"/>
母音を共通とする (しかも相違音が中間音以下である)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子音を共通とする (しかも相違音が中間音以下である)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
清音・濁音・半濁音の差である (しかも相違音が中間音以下である)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
弱音同士である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
長音と促音の差である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
長音と弱音の差である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
比較的長い稱呼で1音だけ異なる (しかも8音以上の稱呼である)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(しかも相違音が中間に位置している)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
母音と直音の差である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
母音が近似する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子音が近似する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
弱音の有無の差である (しかも頭尾における有無の差である)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
長音の有無の差である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
促音の有無の差である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
比較的長い稱呼で1音違いである (しかも8音以上の稱呼である)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
隣接する2音が入れ替わっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開平5 - 89181 (JP, A)  
特開平8 - 339378 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G06F 17/30  
JICSTファイル(JOIS)